

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 道路交法 (昭和三十五年法律第百五号) (抄)	1
○ 道路交法施行令 (昭和三十五年政令第二百七十号) (抄)	1

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（最高速度）

第二十二條 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

2 （略）

（罰則）（略）

（経過措置）

第百十四條の六 この法律の規定に基づき政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）

（最高速度）

第二十七條 最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線を通行する場合の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 次に掲げる自動車 百キロメートル毎時

イ 大型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）のうち専ら人を運搬する構造のもの

ロ 中型自動車（三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。）のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が八千キログラム未満、最大積載重量が五千キログラム未満及び乗車定員が十人以下のもの

2 二 前号イからへまでに掲げる自動車以外の自動車 八十キロメートル毎時
(略) ハゝへ (略)